

鳥取県告示第 123 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 20 年 3 月 7 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町生山字鐘窟山19の1（次の図に示す部分に限る。）、19の2から19の5まで、20、字神倉山263の1、字大田原ノ上366の2、新屋字木並谷87、88の1、字内方奥89から91まで、93から98まで、字下モ東願寺200、202から204まで、折渡字上ミ清水屋林137、字山神谷尻204、字中粟谷山395の13、395の14、字塔田林480、印賀字下モ鈿山208の1（次の図に示す部分に限る。）、字大原中倉220の17、220の21、字立石山590の5（次の図に示す部分に限る。）、字イヤ谷1533の1から1533の3まで、字宮ノ谷奥1666、1673、1675、1676、1677の1、1677の2、1678から1687まで、1693の5、上萩山字中萩350の1、355の2、362の3、362の4、363、湯河字横内464、字小坂474、497の1から497の4まで、字家ノ上へ1071、1072、下阿毘縁字家ノ奥646、647、650、福寿実字入道ヶ塔654の1から654の5まで、654の8から654の10まで、豊栄字名谷749の2、749の3、字石鉄穴1301の1、1301の3、字名谷山1368の19、宮内字黒谷尻り762の1、字小熊井谷1155の1、1156の1、1156の2、字火消シ1186の1、字堂ノ上エ1367の1、字市ヶ代山1365の5、字場床山1368、字黒谷1475、字大塔1483の1、1483の2、字宗太ヶ塔1744の1、福万来字坊ノ奥山801、802・809の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、多里字灰谷恵比奈大入込867の27、867の56・867の57（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字灰谷笹井谷883の4、884の2、霞字曾根田885、字塔田886から889まで、字瓦山1220の1、1220の3、1221、萩原字井手口1193、字萩原家ノ上エ1253の1、三栄字地藏平ラ1219、1222の1、1225、字御明谷左平ラ1337・字下モ谷右平ラ1353の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、字御明谷奥新田1524、1525の1、宝谷字糠谷林1282の2、1287の4、字向林1368の2、菅沢字上ミ峠1762、字野路尻1779、花口字大原山1989の4、阿毘縁字中倉2014の3

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

折渡字上ミ清水屋林137・字山神谷尻204（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、印賀字大原中倉220の17、220の21、上萩山字中萩350の1、355の2、362の3、362の4、363、湯河字小坂497の1、497の4、豊栄字石鉄穴1301の1、1301の3、宮内字黒谷尻り762の1・字黒谷1475・字大塔1483の1・1483の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字宗太ヶ塔1744の1、多里字灰谷笹井谷883の4・884の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、霞字曾根田885、字塔田886から889まで、字瓦山1220の1、1220の3、1221、萩原字井手口1193、字萩原家ノ上エ1253の1、花口字大原山1989の4

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町萩原字カケヒナ2の4、字角原家ノ向121の3、字大峠東平200の4、200の6、字白石谷508

の3、字船峠尻650の2、字大ズリ798の2、798の4、上石見字カケ54、54の1、57、59、60の1、60の2、字寺ノ上1342、阿毘縁字宮ノ谷山62の4、字二ノ谷尻下モ道上エ2122の7、字サノ谷尻リ2124の1、2128、2129、字上川床山2280の2、字横屋谷山2299の2、字漆塔2507の2、2507の26から2507の33まで、字ニノ谷2978の4、上萩山字明谷右平144の42、字中萩山296の2、字中萩334、字ソリ田ノウエ1582の3、矢戸字ソフリ谷下モ平ラ170の2、字ソフリ谷171の2、171の8から171の11まで、字ソフリ谷左平ラ172の2、172の4、172の5、字吉ヶ谷262の31、262の43から262の51まで、字堂平ラ519の2、字久田間山871、字三本杉873、字名土谷上平ラ1249から1252まで、宝谷字上延命寺221、多里字上町上エ側242の3、249、字町上エ側886、887の1、887の2、888から890まで、字古市陰地891の3、佐木谷字中倉山249の2、河上字垣ノ内268、269、272の1、272の3、字北平山1330の1、湯河字横内447、字小坂495、字畑平1132、字登岩谷左平1179の2、霞字樋ヶ塔598の1、字妙見谷599の3、字段610、611の3、字牛休平ラ1206の1（次の図に示す部分に限る。）、豊栄字宮山667の1、字ブドウガ塔1221の1、字陽山1357の3、字地獄谷1404、字釜ヶ谷山1406、神福字棚ヶ谷721、花口字石塔原下タ787の1、795の1、796、三栄字地藏平ラ1228の1、字大畑ヶ1344の1、字名土谷左平ラ1549、1550、中石見字萱ノ平ラ1230の1、字松山平1234の2、字抜戸1322の93、1322の94、字中大倉山1548の2、宮内字塚原山1318の6、1318の7、字休塔林1527の2、福塚字庄田1419の1から1419の3まで、1428、神戸上字城山1500から1502まで、1503の2、字奥小屋ノ塔2079、字上ミ白地2244の2、字寺山2263の3、2264の2、字観音山2865の3、笠木字笹間田2460、字下東仙寺2481の2、2500の1、茶屋字鉄鑄谷2860の2、字代ノ原3421の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)